

監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成24年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年 8月22日

福島県監査委員 小 桧 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 26人第1111号
 平成26年 7月24日

福島県監査委員 小 桧 山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県知事 関

平成24年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措 置 の 内 容
県税未収金（未納繰越額）の長期滞納者の管理状況 （No.4 県北）	<p>長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、以下の事例は延滞債権の管理状況に問題があり、関係書類の整備や担保物件の現況調査を十分に行うべきである。</p> <p>（事例1）</p> <p>【状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業の弁済業務保証金分担金残高が600千円あるため、処分停止対象としていない。 滞納整理票（税務システムによる滞納未収の台帳）では、平成16年5月に債権（給与以外）の差押を解除した旨の記載があり、管理担当者の説明によると、この債権とは弁済業務保証金分担金を指している。 <p>【結論】</p> <p>滞納整理票における差押解除の記載は事実と異なるものであり、債権管理上、問題がある。早急に記載を訂正するとともに、このような誤りのないように、台帳記載の不備の有無を検討すべきである。</p> <p>（事例2）</p> <p>【状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年11月に課税物件 	<p>長期滞納案件の速やかな整理については、平成26年度税務事務運営方針の重点取組事項として取り組むこととした。</p> <p>なお、個別事例については、下記のとおり。</p> <p>（事例1）</p> <p>県税未収金の台帳である滞納整理票は平成20年度から税務システムの電子ファイルで管理することとしている。</p> <p>税務システムにおける登録内容と当該滞納整理票における記載内容について関係書類と突合し、税務システムの登録内容が正しかったことから滞納整理票の記載内容を修正した。</p> <p>また、県税の債権管理については、税務システム運用マニュアルに基づき、税務システム上で管理することとしていることから、決算処理時にシステム登録内容と差押関係書類等の再突合を行うことを納税担当課長会議で再確認した。</p> <p>（事例2）</p> <p>県税未収金の台帳である滞納整理票は平成20年度から税務システ</p>

への差押実行、平成22年5月に公売により配当金682千円を回収。

- ・ 上記の事実について、「滞納整理票」の添付資料である「経過記事」には記載があるが、「滞納整理票」に記載されていない。
- ・ 事業運営の実態がなく資産処分も完了しているため、平成22年6月に滞納処分停止した。
- ・ 平成24年8月の調査時に法人登記は存在している。

【結論】

滞納整理票（EDP）には平成22年5月の公売に係る記載があるが、手書きの滞納整理票（滞納処分総括表）には記載がない。

県北地方振興局では、EDP導入時に長期延滞の滞納についての過去からの経緯は、EDP入力せず手書きの管理表を用いているが、どちらを正とするかの取扱いがあいまいである。長期延滞の滞納についての台帳管理の方針を明確にするとともに、台帳記載事項の点検を実施すべきである。

（事例3）

【状況】

- ・ 平成20年1月に不動産差押を実行したが、先順位が1億円あり回収不能と判断している。
- ・ 平成22年2月に現況調査し、同年3月に滞納処分停止した。

【結論】

差押物件の現況調査は、平成22年2月の次に平成24年11月に実施されている。しかし、残高が2百万円超と多額の未納残高を残している先であり、先順位の状況や所有権移転の有無の確認のため、少なくとも年1回程度は謄本を入手するなどの現況調査を実施すべきである。

県税未収金
（未納繰越額）の長期
滞納者の管
理状況

長期延滞している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、以下の事例は延滞債権の

ムの電子ファイルで管理することとしている。

税務システムにおける登録内容と手書きの滞納整理票における記載内容について関係書類と突合し、税務システムの登録内容が正しかったことから手書きの滞納整理票の記載内容を修正した。

また、県税の債権管理については、税務システム運用マニュアルに基づき、税務システム上で管理することとしていることから、決算処理時にシステム登録内容と差押関係書類等の再突合を行うことを、納税担当課長会議で再確認した。

（事例3）

年1回行うことになっている資力回復調査（現況調査）において、市町村財産調査を徹底し、処分停止時点との状況の変化が認められる場合については、登記簿調査等を必ず実施することを徹底した。

(No.5 県
中)

管理状況に問題があり、関係書類の整備や担保物件の現況調査を十分に行うべきである。

(事例1)

【状況】

- ・ 宅地建物取引業の弁済業務保証金分担金残高が600千円あるが、第三債務者である社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下、「協会」という。）に電話確認した結果、先行差押があることが判明したため、換価可能な財産がないと判断し、平成22年2月19日に差押を解除した（国税徴収法第79条第1項第2号（注）による解除）。
- ・ 解散登記はないが法人の実態なく、換価可能な財産もないため平成22年2月17日に滞納処分停止の起案を行い、平成22年3月31日に滞納処分停止を決定した。

【結論】

この事例に関しては次の2つの問題がある。

① 弁済業務保証金分担金の差押解除の判断

ヒアリング時の説明及び資料によると、弁済業務保証金分担金に関して平成22年2月17日に協会への電話確認により第1順位の差押があるため、県の債権に対する返還見込がない旨の回答があったとのことである。これを受け、平成22年2月19日に差押解除通知書を第三債務者である協会宛に発出している。

しかし、電話確認により先順位者があるとの回答を得ただけで差押解除を行うことは次の理由により疑問が残る。

- ・ 滞納処分停止中の他の県税未収金においては、弁済業務保証金分担金のみ差押を継続している例がある。
 - ・ 先順位者の債権額が明確でなく、「無益な差押」と言えるかどうかの客観的証拠が不十分である。
 - ・ 不動産担保の場合、先順位私債権等により配当見込が乏しくても担保の解除を行っていない例がある。
- 先順位者が差押を解除する

(事例1)

- ① 差押解除の判断は、その財産価値等について十二分に調査した上で行うとともに、その根拠を書類として明確に残すことを改めて徹底した。
- ② 滞納整理票の事績入力に誤りがないように、関係帳票等の突合を改めて徹底し、より適正に整理することとした。

こともあり得るため、滞納処分停止後の定期的な現況調査で弁済業務保証金分担金の差押状況を継続的にフォローし、差押解除の判断は不納欠損処理の判断時までに行えば良いものとする。

② 滞納処分停止日について
当事例の滞納処分調査票
決裁日及び滞納処分停止日
等に係る帳票の記録は、下
記のとおりであった。

・ 滞納整理票（県税システム事績）滞納処分停止：平成22年2月17日

・ 滞納処分調査票 調査：平成22年2月17日、決裁：平成22年2月29日

・ 滞納処分停止調書 調査：平成22年2月17日、決裁：平成22年3月31日

・ 処分停止画面（県税システム画面）

起案日：平成22年2月17日、
決議日：平成22年3月31日

正しい日付は、起案日が平成22年2月17日、滞納処分停止日（決議日）が平成22年3月31日である。滞納処分の停止は債権管理に係る重要な手続であるため、滞納整理票の事績（記録）について、他の書類と一致するよう適正に入力し整理することに、十分留意すべきである。

なお、現行のEDPシステムでは、滞納処分停止の起案日は自動的に滞納整理票に記載されるが、決議（決裁）日は自動的に記載されないため、滞納整理票に決議日を必ず記録することを徹底すべきである。

（事例2）

【状況】

・ 平成21年1月に法人解散しており、換価可能財産なし。

・ 平成21年に滞納処分停止。

・ 課税対象物件は平成19年7月に取得したが平成19年9月に譲渡されており、差押不可。

・ 平成24年10月に不納欠損処理済み。

【結論】

課税対象物件の不動産の登

（事例2及び3）

不動産取得税の滞納案件については、初期調査において必ず課税対象物件の不動産登記簿謄本を取得し保管することを改めて徹底した。

記簿謄本が確認できなかった。ヒアリングの回答によると、課税取引の存在を確認した時点で課税対象物件の所有権移転が確認されたため、謄本を入手していないとのことである。

所有権移転の有無は債権保全に当たっての重要な情報であるため、このような場合は、所有権移転の事実を確認できる文書を資料として入手し、整理保管しておくべきである。

(事例3)

【状況】

- ・ 平成21年4月に破産手続開始、配当見込がないため平成23年1月に滞納処分停止。
- ・ 課税対象物件は平成20年4月に取得したが平成20年12月に譲渡されており、差押不可。

【結論】

課税対象物件の不動産の登記簿謄本が確認できなかった。ヒアリングの回答によると、課税取引の存在を確認した時点で課税対象物件の所有権移転が確認されたため、謄本を入手していないとのことである。

所有権移転の有無は債権保全に当たっての重要な情報であるため、このような場合は、所有権移転の事実を確認できる文書を資料として入手し、整理保管しておくべきである。

回収促進を図るべき県税未収金(未納繰越額)の長期滞納者
(No.6 県南)

長期滞納している県税未収金について、催告の経緯及び回収状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した。その結果、以下の納税者は、現況調査を含めた回収促進策が不十分であると考え。納税者の実態調査を行い、早急に徴収を図るべきものであると考え。

(事例1)

【状況】

- ・ 平成14年9月に不動産(建物)の差押を実行している。
- ・ 平成24年3月に法人の本社、代表者ともに変更された。
- ・ 平成24年8月の現地調査によると、差押対象物件は

(事例1及び2)

課税当初から、土地所有者と建物所有者が係争中であったため、公売が実施できなかったが、公売に向けて予定価格の算出方法を始めとする公売手法等について検討中である。

底地所有者が現在工場として使用している。

- ・平成24年11月に法人の代表者に連絡をとり、納付交渉開始した。

【結論】

課税対象取引が発生したのは平成14年であり、平成14年9月に不動産差押を実行しているが、その後も納付がなく、調定額につき全額未納付の状態であり、平成24年8月の現地調査後によりやく事態が進展している。

現地調査の結果、担保設定物件の建物は底地所有者が使用しているが、この底地所有者と建物所有者が紛争中で公売困難となっているとのことである。

しかし、この底地と建物の所有関係は、底地所有者が平成15年8月に建物を除いて競売により取得した段階で、不動産取得税の課税権者である県は当該取引事実を把握可能物である。その後9年間担保物件の公売等について進展がなないが、もう少し早い段階での公売が実行できなかったか疑問が残る。担保物件は償却資産であることから、早期に処分すればより高額で処分できたはずである。

当該物件は平成23年の固定資産税評価額が6百万円程度あるとのことである。底地権のない建物の公売に関して公売予定価額の設定が困難と考えられるが、物件の処分により（事例2）の滞納残高を含めて回収が見込めるため、公売の実施に向けて手法等を検討することが望まれる。

（事例2）

【状況】

- ・平成15年5月に納税義務者が贈与により課税物件を取得した。
- ・平成17年3月に不動産（建物）の差押を実行している。
- ・現在、差押対象物件は底地所有者が工場として使用している。
- ・当該課税物件及び担保物件は（事例1）と同一物件である。

【結論】

課税対象取引が発生したのは平成15年であり、平成17年3月に不動産差押を実行しているが、その後も納付がなく、調定額につき全額未納付の状態である。

(事例1)に記載したとおり、この底地と建物の所有関係は、底地所有者が平成15年8月に建物を除いて競売により取得した段階で、県は当該取引事実を把握可能である。その後9年間担保物件の公売等について進展がないが、もう少し早い段階での公売が実行できなかったか疑問が残る。担保物件は償却資産であることから、早期に処分すればより高額で処分できたはずである。

当該物件は平成23年の固定資産税評価額が6百万円程度あるとのことである。底地権のない建物の公売に関しては公売予定価額の設定が困難と考えられるが、物件の処分により(事例1)の滞納残高を含めて回収が見込めるため、公売の実施に向けて手法等を検討することが望まれる。

(事例3)

【状況】

- ・ 畑、山林、原野、居宅等の不動産について差押を実行している。
- ・ 換価可能な土地は居宅部分と思われるが、もともと農地であり農地法に違反している可能性がある。

【結論】

現況調査不足である。居宅について換価価値の有無を検討し、売却可能であれば公売にかけると、早急に徴収に向けた対応策を実行すべきである。

(事例4)

【状況】

- ・ 平成20年5月に不動産及び電話加入権の差押を実行している。
- ・ 現在、事業を行っており、ある程度の収入があるものと推測される。

【結論】

現況調査不足である。

(事例3)

差押物件について、再度、現況調査等を行い、換価価値の有無を検討した結果、換価価値がなく公売不可であった。このため、現在、他の財産がないか、調査を実施中である。

(事例4)

公売予告及び納付交渉の結果、一部納付済みであり今後完納となる見込である。

	<p>事業に係る所得等の状況を 確認するとともに、不動産及 び電話加入権の公売を働き掛 けるなど、早急に徴収に向け た対応策を実行すべきである。</p>	
<p>母子寡婦福 祉資金貸付 金等特別会 計</p>	<p>寡婦福祉資金貸付金償還金領 収書(乙)(以下、「領収証書」 という。)No.089999について、 斜線を入れて汚損処理している。 しかし、この書面には金融機関 収納済印が押印されていること から、確実に金融機関に資金が 収納されたものであり、銀行側 で入金処理が行われたものであ る。</p> <p>次に、同時に発行されたNo. 089998の領収証書は、訂正印を 押印の上、償還金の対象月と金 額を訂正し、汚損処理した領収 証書に記載されていた金額を加 算している。未納者にはNo.08 9998及びNo.089999の2枚の領 収証書を発行しているはずであ り、未納者へ渡した領収証書と 県で保管している領収証書に齟 齬が生じていると推定される。 以上により、当該領収証書は汚 損処理ではなく有効に発行され た領収証書として保管すべきも のである。</p> <p>また、以下の経緯からすると、 汚損処理と金額訂正は徴収担当 者が行っており、それは汚損処 理した領収証書の修正印からも 明らかである。そもそも現金で の徴収は不正誤謬のリスクが高 い上、外部証憑の改竄はさらに そのリスクを増大させる行為で ある。したがって、今後はこの ようなことがないように十分留 意すべきである。</p> <p>さらに、滞納者への償還金回 収については、現在、戸別訪問 等を行っており、収納員が現金 で償還金を回収した場合は、収 納員が改めて償還金を県の口座 に振込処理している。このよう な方法は、不正誤謬のリスクが 高まるものであり、内部統制上 問題がある。</p> <p>内部統制の観点からは振込に よる納付以外の方法を認めない ことが望ましい。しかし、回収 促進のために現金回収を容認せ ざるを得ないのであれば、現金 回収時の事務処理手続を明確に</p>	<p>償還回収については原則として 口座振替によるものとしているが、 借受者は母子及び寡婦であるため、 生活困窮者が多く、残高不足や分 割納入により口座振替できなかつ たもの、納入通知書を送付してい るにもかかわらず未納となってい るものについて、借受者宅の訪問 等による償還に努め、その場で現 金回収することもあるなど、償還 率のアップに結び付いている。</p> <p>なお、本業務に関わる職員を対 象とした研修会を開催し、現金に よる受領があった場合は、「母子 及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要 領」に基づき適切に処理を行うこ とを再確認するとともに、借受者 の口座振替による手続の普及活動 に努めることについても改めて確 認を行った。</p>

	<p>し、内部^監制機能を強化するなどの対応が必要である。</p>	
<p>港湾整備事業特別会計</p>	<p>(7) 債権回収の管理状況に問題あるもの(指摘)</p> <p>【現況と回収見込(県の見解)】 港湾施設内に設備を保有しており、当該設備は債務者C・Dが1/2ずつ所有する共有持分となっている。このため、使用料も両者が1/2ずつ納付している。債務者Cは原発事故の影響で現在営業を自粛している。債務者Dは平成22年9月に破産手続開始が決定され、現在破産管財人の下で破産手続が進められている。平成23年9月に第3回債権者集會が行われた際、破産管財人より一般債権に係る配当はない見込である旨の説明があった。 債務者Dは、納入見込がなく換価できる財産も有しないことから、破産手続終結をもって福島県財務規則第73条に基づく徴収停止の手続を採る予定である。 債務者Dの破産手続終結後に債務者Cに納入の交渉を行う予定である。</p> <p>【監査結果】 債務者Dの破産手続に係る経過と、債務者Cからの使用料の納入に関して、関係書類を確認するとともに担当者にヒアリングした結果、当該債権は債務者Cへの債権ではなく、債務者Dに対する債権である。 したがって、Cへの債権として管理するのは錯誤であり、債権管理の記録簿等の記載は速やかに訂正すべきである。 なお、本件については平成24年11月の調査時の監査人の指摘後、債務者Dに対する債権として取り扱い、平成24年12月のDの破産手続終結後、徴収停止手続を行ったとの説明文書が、平成25年3月22日に監査人に提示された。これにより、本件の実際上の問題は解消している。 ただし、本件の本質的な問題は、債務者C・Dとの交渉や入金経緯、破産手続に係る書類提出などを通じて、明らかに残債権の請求先がDであるにもか</p>	<p>港湾施設使用許可申請については、従来から、申請時に関係書類の内容及び使用実態を十分に確認することとしているが、本件のような共有持分に係る申請については、利用計画書を文書で提出していただくことにより使用実態をより確実に把握し、その上で使用許可手続及び債権管理を行っていくこととした。 また、納入通知書の送付、債権管理台帳への登録、収入状況確認等一連の債権管理に当たっては、錯誤が生じることのないように、担当者だけでなく、複数でのチェック体制を更に強化することにより、関係書類の内容を十分に把握し、適切な管理を徹底することとした。</p>

かわらず、監査人が指摘するま
でCに対する債権として処理し
ていたことにある。今後の債権
管理に当たってはこのような錯
誤が再発しないように、担当者
のみならず管理責任者も関係書
類の内容を十分に把握し、適切
な管理を行うことを徹底すべ
である。

(監 査 総 務 課)